

日本初の学部譲渡による統合、 濱名山手学院誕生に向けて



濱名 篤 学校法人濱名学院理事長
関西国際大学学長

筆者が理事長を務める学校法人濱名学院(本部:兵庫県尼崎市)と学校法人神戸山手学園(本部:神戸市、理事長 楠見 清、以下「神戸山手学園」)は、2020年4月をもって法人合併することについて合意し、濱名学院が存続法人となり2020年4月より「学校法人濱名山手学院」としての新しい歩みが始まります。本稿では、その背景の説明と、経緯と概要、さらにはこれからの展望についてご説明します。

1 中教審の「2040年に向けた高等教育の グランドデザイン(答申)」からの制度改革

2018年11月26日に出された本答申では、「各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取り組みに加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、一法人一大学となっている国立大学のあり方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公私立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設等、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配慮しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取り組みを促進するための情報の分析・提供等の支援体制の構築等実効性を高める方策について検討することが必要である」(答申23頁。下線筆者)と、大学の連携・統合の推進に向けての制度改革の方向性を打ち出しました。文科省はこれを受けて、国立大学については名古屋・岐阜両大学を端緒にアンブレラ方式による1法人複数大学化を可能にしました(2019年4月1日公布)。また、私立学校法を一部改正し、学校法人は、設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保(第24条関係)、認証評価



2019年3月22日「合併契約書」に調印

の結果を踏まえ、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない(第45条の2関係)ということを義務づけようとしています。善し悪しは別として、私学に対するコントロールの強化の方向性は明確です。

“学部譲渡”については、「高等教育の質保証に十分留意しつつ、設置認可の仕組みについては基本的に枠組みを維持しながら、申請に必要な書類の精選等私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方策を検討」(答申24頁。下線筆者)が進み、今年度から既に対応を始めようとしています。これらの対応をみると、私学の経営困難化に対する対策の一環であると理解できます。

“学部譲渡”という方式は、経営悪化した大学や学部の円滑な移行を可能にすることで、在学生を守り、大学や学部の再生を可能にしようとした制度改革であるといえるでしょう。立地条件に恵まれない等、厳しい経営環境の私大がいたずらに閉鎖されるのではなく、その地域に存続し、地域社会に必要な人材供給や、地域振興に貢献し続ける可能性を残す新たな選択肢となることが注目されているのでしょう。

筆者は今回の件で、答申後2019年1月から文科省に相談にうかがっていますが、今回の対応は何が規制緩和や改正なのかの説明を整理すると以下ようになります。

- ①「学部譲渡」とは設置者変更を、大学単位でしかできなかった行為を学部単位で実施可能にした(その点が規制緩和である)。
- ②学部譲渡は、「教育の質保証」が担保されることが前提であり、教育課程、教員組織、学生、校地・校舎も含め、教育条件の「同一性」が担保されることを条件とした審査の省略である。

- ③設置者変更においては、過去の定員超過状況を引き継ぐことはなく、新設扱いで過去の定員不充足等の定員超過に縛られない。
- ④学部新設扱いであるのでPR活動は法人の責任において行えるが、募集要項の配布及び入試は、設置者変更の認可後にしか行えない。
- ⑤設置者変更の認可は従来と同様、審査期間原則として5カ月が必要である(次年度以降申請は3月を想定されているようです)。
- ⑥設置者変更認可後に、法人合併の申請を行い(随時受け付け)、認可を得て合併。

このいわゆる“学部譲渡”を法人合併より1日でも早く行えば、合併認可(2020年4月2日)時に関西国際大学部の学部となっている現代社会学部は“既存学部”となり、2021年4月からの届出改組の対象になる。即ち、法人合併の翌年から新学部を設置可能になる(これまでの法人合併方式では学部新設は2022年4月以降)という点が制度改革のメリットになります。速やかな改組改編が可能になるという点が規制緩和に当たるといえます。

手続きの順番を整理したのが図1です。

図1 文科省等への主要な手続き日程・計画等

(1) 設置者変更認可申請/法人合併認可申請等について

日程	申請者等	事項	申請先	備考
2019.5下旬	共同	神戸山手大学現代社会学部設置者変更認可申請	文部科学省・大学設置室	
	濱名学院 神戸山手	神戸山手大学現代社会学部の設置者変更に係る寄附行為変更認可申請	文部科学省・私学行政課	
2019.6	濱名学院	関西国際大学収容定員関係学則変更認可申請	文部科学省・大学設置室	
2019.秋	濱名学院 神戸山手	神戸山手大学現代社会学部設置者変更認可	文部科学省・大学設置室 文部科学省・私学行政課	設置者変更認可/寄附行為変更認可
	濱名学院	関西国際大学収容定員関係学則変更認可	文部科学省・大学設置室	
	神戸山手	神戸山手大学廃止認可申請	文部科学省・大学設置室	
	神戸山手大学 の廃止に係る寄附行為変更認可申請	文部科学省・私学行政課		
2019.秋	(神戸山手)	(神戸山手短期大学の廃止認可申請) (神戸山手短期大学の廃止に係る寄附行為変更認可申請)	文部科学省・大学設置室 文部科学省・私学行政課	
	共同	法人合併に係る寄附行為変更認可申請	文部科学省・私学行政課	
	共同	兵庫県への中高設置者変更申請	兵庫県私学教育課	
2019.冬		法人合併認可		
2019.年内	共同	債権者公告		
2020.1末		法人合併確定		2カ月必要
2020.4.1		関西国際大学現代社会学部発足		旧神戸山手から、上級年次生も含めて学部移管
2020.4.2		法人合併日		

(2) 現代社会学部改組について

日程	対応者	事項	申請先	備考
2020.1末	濱名学院	大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に事前相談		2021.4.1改組開設に向けて
2020.4中旬	濱名山手学院	学部改組届出		
	濱名山手学院	寄附行為変更届出		
2021.4.1		新学部開設		

2 学校法人濱名学院と神戸山手学園の 法人合併の事例

1) 合併契約締結までの経緯

今回の統合のきっかけは、神戸山手学園が運営する神戸山手女子中学校、神戸山手女子高等学校の入学者の減少傾向が続く状況を踏まえ、2018年2月中学校・高等学校の経営支援について両法人の検討が始まったことです。なお、本合併については中学校・高等学校を所轄する兵庫県も支援することを表明してくれました。

その後、文部科学省との事前協議の過程において、法人全体の合併を検討する方が妥当であるということになり、尼崎キャンパスの拡充を模索していた濱名学院にとっても、この合併を規模の拡充を図る機会として検討を進めることとなりました。

2018年5月、両法人の理事会において合併協議開始を正式に決議、同年6月12日に両法人により「法人合併に向けた協議に係わる覚書」を締結、同日、第一回合併協議会を開催し、以降、協議を重ね、同年11月27日「合併基本合意協定書」

を締結し、2019年3月22日に、井戸敏三兵庫県知事立ち会いの下「合併契約書」に調印しました(写真参照)。

2) 法人合併計画の概要

本合併は、学校法人の合併に先立って実施する神戸山手大学現代社会学部のいわゆる学部譲渡(設置者変更)による大学統合は、制度改正の適用第一号となる見込みです。

合併の目的は、両法人が合併することにより、兵庫県下で長らく教育活動を行い、地域に根ざした両法人が、お互いの教育理念の理解のもと、それぞれの強みを活かして、より一層教育研究機能の強化をはかり、魅力ある中等・高等教育を地域社会に提供し、国際社会に貢献する有為な人材育成を通じて社会的な使命を達成し、新しい時代にふさわしい教育・経営基盤の強化を図ることにあります。兵庫県ではこの10年間に3大学(神戸ファッション造形大学、聖トマス大学、神戸夙川学院大学)が廃校となった状況のなかにおいて、関西国際大学と神戸山手大学が統合することは、高等教育の連携・統合の一つの方向を示すものと考えています。

大学の統合にはいくつかの方式がありますが、今回の統合は、前述の通りいわゆる「学部譲渡(学部の設置者変更)」による大学統合という点です。この方式においては、円滑かつ簡便な手続きによる事業譲渡が期待できることに加えて、学部譲渡後の改組転換を早期(2021年4月を目途)にすることができることに利点があると考えました。

そのため、今回の手続きでは、2020年4月2日の法人合併の前日である4月1日に、「神戸山手大学現代社会学部」の設置者変更を行い、より簡素化された手続きで、2020年4月に法人合併と大学の統合を同時期に行うことになります。

2) 合併により期待できる効果

法人合併によってどのような効果やメリットがあると考えたのでしょうか。主なものは以下の5点でした

①総合学園化による教育連携の充実

認定こども園・幼稚園、専門学校、大学、大学院の設置者である濱名学院と、中学校、高等学校、大学の設置者である神戸山手学園が合併することにより、小学校を除き、幼児教育から中高、大学、大学院を設置する総合学園としての学校法人となり、同一法人内での教育連携により、それぞれ

の機関の教育効果を上げることが可能だと考えています。(図2参照)

②両法人の強みを活かしたシナジー効果

両法人に蓄積された経験や知見を合わせることで、双方の弱みを補完し強みを伸ばし相乗効果を生み出すことで、単独ではなしえなかったことにも取り組む体制が構築でき教育基盤の充実を図ることができます。

関西国際大学の先進的な教育システムと、1924(大正13)年に「山手学習院」として地域の協力により創立されて以来、94年もの長きにわたり神戸地域で、歴史ある女子の中等教育機関としての歴史と実績が融合していくことによって、伝統と先進性のシナジー効果が期待できます。

③大学経営の適正規模の達成

日本私立学校振興・共済事業団の調査では、入学定員800人(収容定員3000人程度)が、入学者数が入学定員に満たないボーダーラインとなっています。18歳人口の減少が大学経営に深刻な影響を与えるなか、全国の私立大学の3割(入学定員800人以上)の大学が全体の70%の入学定員を占め、7割(入学定員800人未満)の大学が残り30%の入学定員を分け合っている現実からも、3000人規模の中規模大学となることの意味は大きいといえます。

④3つのキャンパスの特性を活かした先進教育の充実

「三木キャンパス」では地域ニーズに即した健康・スポーツに焦点をあてた教育、「尼崎キャンパス」では教員養成と社会人教育を、「神戸山手キャンパス」では安全・観光等をキーワードにしつつリベラルアーツ色ある教育、といったようにキャンパスごとに特色化を図ることができます。目的養成系学部とそれ以外の学部との棲み分けによる3キャンパスの特色をわかりやすくし、教学マネジメントも効率化できるようにします。

⑤女子高等学校と大学との高大連携の促進

神戸山手女子高校生の進路として、女性専門職業人養成の代表的分野である保健医療学部(看護師)や教育学部(教員、保育士)を持つ関西国際大学との連携により、内部推薦入学等の可能性が広がります。ただし、系列校を大学の定員充足のためのプールとは考えず、将来に女性職業人になり得る基盤力育成を強化したいと思います。

以上のような、メリットが双方にあるという確認が両法人

図2 合併後の学校法人 濱名山手学院の姿 (2020年4月時点)

理事長：濱名篤
(役員) 理事13～14人／評議員27～29人／監事3人

所在地：兵庫県尼崎市潮江1-3-23

幼稚園	認定こども園 難波愛の園幼稚園	利用定員 324人
中学校	神戸山手女子中学校	募集定員 270人
高等学校	神戸山手女子高等学校	募集定員 510人
専門学校	関西保育福祉専門学校	定員 360人
大学	関西国際大学	収容定員 2,960人※1
大学院	関西国際大学大学院	収容定員 50人※2
		定員合計 4,474人

※1 2020年4月保健医療学部看護学科収容定員80人増予定
【入学定員】2,900人 国際コミュニケーション学部(50)、教育学部(150)、保健医療学部(100)、人間科学部(125)、経営学部(100)、現代社会学部(200) 【編入学定員】60人
※2 2020年4月大学院看護学研究科博士後期課程設置予定

それぞれでなされ、法人合併契約が締結されました。合併後に存続する法人は濱名学院とし、合併後の法人名称は、学校法人濱名山手学院と改称します。

3) 統合後の姿

大学統合により、関西国際大学は3キャンパス体制となります。なお、2019年度までに神戸山手大学に入学した学生は、大学統合により、関西国際大学現代社会学部の学生となりますが、従来どおり、神戸山手キャンパスで学びます。2019年度までに神戸山手大学に入学した学生(現在の1～3年生)については、神戸山手大学入学時の学則で規定する教育課程、卒業要件、休学、休学期間、学位、学費並びに奨学金を適用します。

関西国際大学は、学部・学科の発展的な改組と学部・学科のキャンパス配置の見直しを、2021年4月1日に行う構想です。法人本部は尼崎、大学本部は三木とこれまで通りですが、学生数では神戸山手キャンパスがもっと多くなっていくことを検討しています。

なお、神戸山手女子中学校・神戸山手女子高等学校については、その校名を継承し女子校として、教育内容並びに教育環境の充実を図ります。

教職員の雇用については法人合併以降も雇用を希望する神戸山手の専任教職員は、新法人が継続して雇用します。3月の合併契約締結後、両法人のもとに設置した合併協議組織等により引き続き協議し、具体的準備を進めています。

合併等には所轄官庁(法人合併・大学統合は文部科学大臣、中学校・高等学校の設置者変更は県知事)の認可事項ですので、現在、認可申請に向けて関係官庁との相談・協議を進めている途中です。

3 これからの地域社会における大学のあり方

今回のグランド答申をうけての制度改正は、従来よりも規制緩和は進みました。しかし、「設置者変更も認可事項なので(審査期間)5カ月は当然」というのでは、規制緩和した意義が大きく減殺されることとなりかねません。認可設置なら5カ月審査かもしれませんが、現行の届出設置なら2カ月審査です。既に認可され設置されている学部の設置者変更である以上、届出設置と同じ審査期間でよいのではないのでしょうか。また、「同一性」の確認のために実地調査を行うことでの補完も可能でしょう。

審査期間が長引いて学生募集や入試の開始が遅れば、事実上、1年目の学生確保が困難になりかねません。そのリスクは受け入れ側のコストになります。知名度の高い大学や経営体力のある大学には対応できるかもしれませんが、経営状況の厳しい小規模大学の多い地方においてはそうした大学が連携・統合先の大学になるとは限りません。今般のように、規模の小さい大学同士が、「負担の軽減」「弱点の(相互)補強」といった観点から、連携・統合を模索することにより一層の規制緩和と質保証を両立する仕組みが必要ではないでしょうか。

現在の大学設置基準は学部・学科の入学定員100名を基準に専任教員数の基準があるものの、入学定員が多いほど専任1人あたりの学生数(S/T比)が大きくてもいい“スケールメリット”基準になっており、大規模校に有利な基準になっています。今期中教審では設置基準の見直しが狙上にあがるようですが、この是正を図らなければ教育の質向上の実現は難しいので、ぜひ取り組んでほしいものです。

最後に、本学院としては、これから法人合併を進めていくうえで、両法人の建学の精神を尊重しつつ、それらを包含する新学院の教育理念を構築し、その下で教職員のアイデンティティ確立を実現していかなければなりません。そのうえで、濱名学院が培ってきた教育評価、教育方法等の蓄積を発展させ、学部・学科の強化・再編、学園として、さらにキャンパスごとの特色づけを行い、関西国際大学を頂点とするグローバルな教育を実現し、学生・生徒・園児の成長を実現していきたいと思ひます。

